

令和 07 年 01 月 27 日

葉山町議会 伊東圭介 議長 殿

陳情 損害賠償責任の一部の免責に関する条例制定を求める

陳情趣旨

首長や職員らの職務で悪意がなく重大でもない過失があった場合、個人で負担する損害賠償額の上限を定める仮称「損害賠償責任の一部の免責に関する条例」の制定を求める。

陳情理由

世の中、何かあるとすぐ損害賠償、アメリカみたいに訴訟社会になってきている。

2012 年に地方自治法が改正され、議会の債権放棄の議決に制限（裁量権の範囲の逸脱・濫用にあたる場合は無効）が加わり、従前のように議会が債権放棄を議決すればなんでも首長や職員（昨今では議員も）個人に対する損害賠償の支払いを止めることは出来なくなった。それに加えて、損害賠償責任の一部免責条項が追加された。

地方自治法

242 条 第 10 項（住民監査請求）

議会は、債権放棄の議決をしようとするときは、監査委員の同意が必要

243 条の 2 （普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責）

善意でかつ重大な過失がないときは、条例で免責額を定めることができる。

葉山町は、現在、請求額 2 億円の損害賠償請求訴訟を受けていて、一部報道によるとクリーンセンター再整備事業の遅れに対し、逗子市が葉山町へ損害賠償するような話もある。状況によっては、町への損害賠償請求が、首長や職員個人へ転嫁する可能性は充分あり得る。

葉山町一色 1854-208

黒下行雄

携帯：090-5457-6457

